



静岡市

環境保健研究所

だより【令和6年度 第3号】

☆業務紹介 ～においの検査について～

住みよい におい環境を目指すために「悪臭防止法」があります

「悪臭防止法」とは

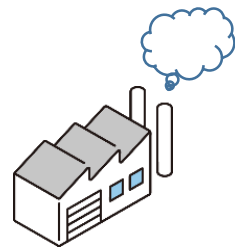
事業活動に伴って工場・事業場から発生する悪臭を規制する法律です。
悪臭防止策を推進することで生活環境を保全しています。

規制方法には、次の2つがあります。

- ①特定悪臭物質（現在22物質指定）の濃度による規制
- ②臭気指数（嗅覚を用いた測定法による基準）による規制

静岡市は②臭気指数による規制を行っています。

今回は、臭気指数を算出するために、当所で行っている検査方法を紹介します。



サンプリング（試料採取）



工場・事業場の敷地境界線にて、風向に注意して、サンプリング（試料採取）を行います。

検査

1) 無臭の空気が入った袋・におい付きの袋の作成



① 無臭の空気が入った袋を 3 つ作ります。



② シリンジ（注射筒）を使って、
採取した試料を必要量抜き取ります。



③ シリンジで抜き取った試料を、
1 つの無臭の空気が入った袋に入れ、
におい付き袋を作ります。

2) においの検査・結果の取りまとめ



3 つの袋を嗅いで、におい付きの袋がどれか
回答してもらいます。
回答するのは、正常な嗅覚を有すると認められた方※)
6 名です。

(※) 悪臭防止法で定められた基準臭液を嗅ぎ分けられる方)

この検査を 3 回行い、その正答率を元に、臭気を感じなくなる希釈倍数まで
繰り返します。

そして、次の式を使って【臭気指数】を算出します。

$$\text{【臭気指数】} = 10 \times \text{Log (臭気を感じなくなる希釈倍数)}$$

臭いの強さと臭気指数の関係について

悪臭防止法では敷地境界線上の【臭いの強さ】は、六段階臭気強度表示法にて2.5～3.5の範囲で市長等が定める値以上であってはならないとされています。

六段階臭気強度表示法

0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい
2.5	(2と3の間)
3	楽に感知できるにおい
3.5	(3と4の間)
4	強いにおい
5	強烈なにおい

【臭いの強さ】2.5～3.5の範囲に対応する【臭気指数】は10～21とされており、静岡市では最も厳しい【臭気指数】10を規制基準として設定しています。

おわりに

当所では分析機器を用いた検査が多くありますが、今回は人の嗅覚を用いた検査方法を紹介しました。

参考：住みよいにおい環境を目指して（環境省）（<https://www.env.go.jp/air/akushuu.pdf>）
悪臭について：静岡市公式ホームページ（<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5382/s004075.html>）